

令和6年度富山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ツキノワグマ）
（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）

1 背景及び目的

本県におけるツキノワグマについて、令和元年度の推定個体数は約1,460頭であり、近年はミズナラ等の集団枯損や手入れのなされていない林が増加するなどして、生息環境は徐々に変化してきている。

昭和45年から令和5年度までの捕獲数は年平均76頭となっている。同期間内の人身被害者数は146人であり、年平均被害者数の傾向としては、およそ30年前（平成6～15年）は2人程度だったが、近年（平成26～令和5年）は5人程度と増加している。

「富山県ツキノワグマ管理計画（第4期、一部変更）」では、ツキノワグマの地域個体群を安定的に維持しつつ、人身被害の防止や農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマの緊張状態のある共存関係を構築することを目標としている。この目標を達成するため、指定管理鳥獣捕獲等事業により、ツキノワグマ出没時の個体の排除を実施するとともに、防除地域及び緩衝地帯において問題個体管理のための捕獲を実施する。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ツキノワグマ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 ゾーン3区域	令和6年10月1日～令和7年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和6年10月1日～令和7年3月31日 （180日間程度）
〔Ⅱ 問題個体管理〕 ・富山市区域 ・高岡市区域 ・氷見市区域 ・黒部市区域 ・砺波市区域 ・小矢部市区域 ・南砺市区域	令和6年10月1日～令和7年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和6年10月1日～11月30日 （60日間程度）

（注）原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
ゾーン3区域	(別紙1のとおり)	当該区域は、人間活動が活発でツキノワグマが本来生息していない地域であるが、過去(R1~R5)の人身被害の約8割がこの区域で発生しているため。	
富山市区域	富山市の一部 (国有林を除く) (別紙2のとおり。以下同様。)	イノシシ・ニホンジカの捕獲場所周辺に出没する問題個体を捕獲するため。	鳥獣保護区(呉羽山、有峰、白木峰・金剛堂山、奥神通、ねいの里、野鳥の園、田尻池、神通川河口、常願寺川河口) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
高岡市区域	高岡市の一部 (国有林を除く)	イノシシ・ニホンジカの捕獲場所周辺に出没する問題個体を捕獲するため。	鳥獣保護区(氷見海岸、二上山、高岡古城公園、奥五位、宮島峡、庄川下流) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
氷見市区域	氷見市の一部 (国有林を除く)	イノシシ・ニホンジカの捕獲場所周辺に出没する問題個体を捕獲するため。	鳥獣保護区(朝日山) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
黒部市区域	黒部市の一部 (国有林を除く)	イノシシ・ニホンジカの捕獲場所周辺に出没する問題個体を捕獲するため。	鳥獣保護区(愛本、黒部川河口) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
砺波市区域	砺波市の一部 (国有林を除く)	イノシシ・ニホンジカの捕獲場所周辺に出没する問題個体を捕獲するため。	鳥獣保護区(利賀、頼成山、増山) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
小矢部市区域	小矢部市の一部 (国有林を除く)	イノシシ・ニホンジカの捕獲場所周辺に出没する問題個体を捕獲するため。	鳥獣保護区(俱利伽羅、宮島峡) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
南砺市区域	南砺市の一部 (国有林を除く)	イノシシ・ニホンジカの捕獲場所周辺に出没する問題個体を捕獲するため。	鳥獣保護区(大笠、南蟹谷、利賀、八乙女山、縄ヶ池、白木峰・金剛堂山、医王山、小谷川、桜ヶ池、小瀬) 市被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施

(注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。

- 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
- 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
- 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
- 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
ゾーン3区域	ツキノワグマ捕獲数 10頭
富山市区域	ツキノワグマ捕獲数 2頭
高岡市区域	ツキノワグマ捕獲数 2頭
氷見市区域	ツキノワグマ捕獲数 1頭
黒部市区域	ツキノワグマ捕獲数 2頭
砺波市区域	ツキノワグマ捕獲数 1頭
小矢部市区域	ツキノワグマ捕獲数 1頭
南砺市区域	ツキノワグマ捕獲数 1頭
計	20頭

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
ゾーン3区域	・わな猟（箱わな） ・銃猟	・箱わな 10基程度 ・ライフル銃の使用
富山市区域	・わな猟（箱わな）	・箱わな 2基程度
高岡市区域		・箱わな 2基程度
氷見市区域		・箱わな 1基程度
黒部市区域		・箱わな 2基程度
砺波市区域		・箱わな 1基程度
小矢部市区域		・箱わな 1基程度
南砺市区域		・箱わな 1基程度
計		・箱わな 20基程度 ・ライフル銃の使用

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。
- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者がライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。
- 3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

【1 事前調査の実施】

〔I 侵入個体の排除〕

「ツキノワグマ出没情報地図【クマつぶ】」などを活用し、ゾーン3区域での目撃・痕跡情報を収集する。

〔II 問題個体管理〕

上記の目撃・痕跡情報や、イノシシ・ニホンジカの捕獲場所周辺に設置した自動撮影カメラなどにより調査する。

【2 関係者との調整】

〔I 侵入個体の排除〕

関係機関（市町村、警察、猟友会）と出没時の対応について事前に調整しておく。

〔II 問題個体管理〕

関係市、土地所有者、地元地域と調整して合意形成を図る。

【3 捕獲の実施】

本計画に基づき、委託により捕獲を実施する。

【4 安全管理】

受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。

①安全教育、訓練等の実施

②安全管理体制の構築

③安全管理対策の実施（第三者及び従業者）

【5 捕獲等をした個体の回収・処分方法】

捕獲した個体は搬出し、適正に処理する。なお、搬出が困難な場合は、捕獲した場所に埋設する。食肉処理場の受け入れが可能な場合は、適正に搬出する。

【6 錯誤捕獲への対応方針】

錯誤捕獲した個体は、適正に放獣する。なお、放獣に危険が伴う場合は、吹き矢等により麻酔薬を投与し不動化とした上で放獣する。

【7 捕獲情報の収集及び評価】

受託者から、事前調査のデータ*や捕獲数、捕獲場所、捕獲個体のサイズ等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

①放置する必要性

放置しない。

②放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

①夜間銃猟をする必要性

実施しない。

②夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

③安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

--

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【1 実施主体】

富山県

【2 実施方法】

委託

【3 委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲

【4 想定される委託先】

(一社)富山県猟友会

【5 評価】

捕獲実績、受託者が収集・分析した情報等について、専門家を含めた富山県野生鳥獣保護管理検討委員会において評価することで、事業の評価を適切に行い、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に反映させる。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

<ul style="list-style-type: none">・市町村と連携し、事業を実施する前に十分に周知を行い、事故等の発生が無いよう万全を期す。・事業実施区域周辺に注意看板等を設置することで、山菜採りや登山等で入林した住民等の安全を確保する。
--

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・市町村及び関係者に事業内容や必要性について、十分な周知を行う。
- ・従事者に指定管理鳥獣の捕獲等に必要な技術や知識、マナーを十分に理解させるよう努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・鳥獣保護管理法に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃刀法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法等の法令を遵守する。
- ・これらの法令に従い、事前の届出が必要な許可申請についても、その内容を熟知し確実に手続きを行う。

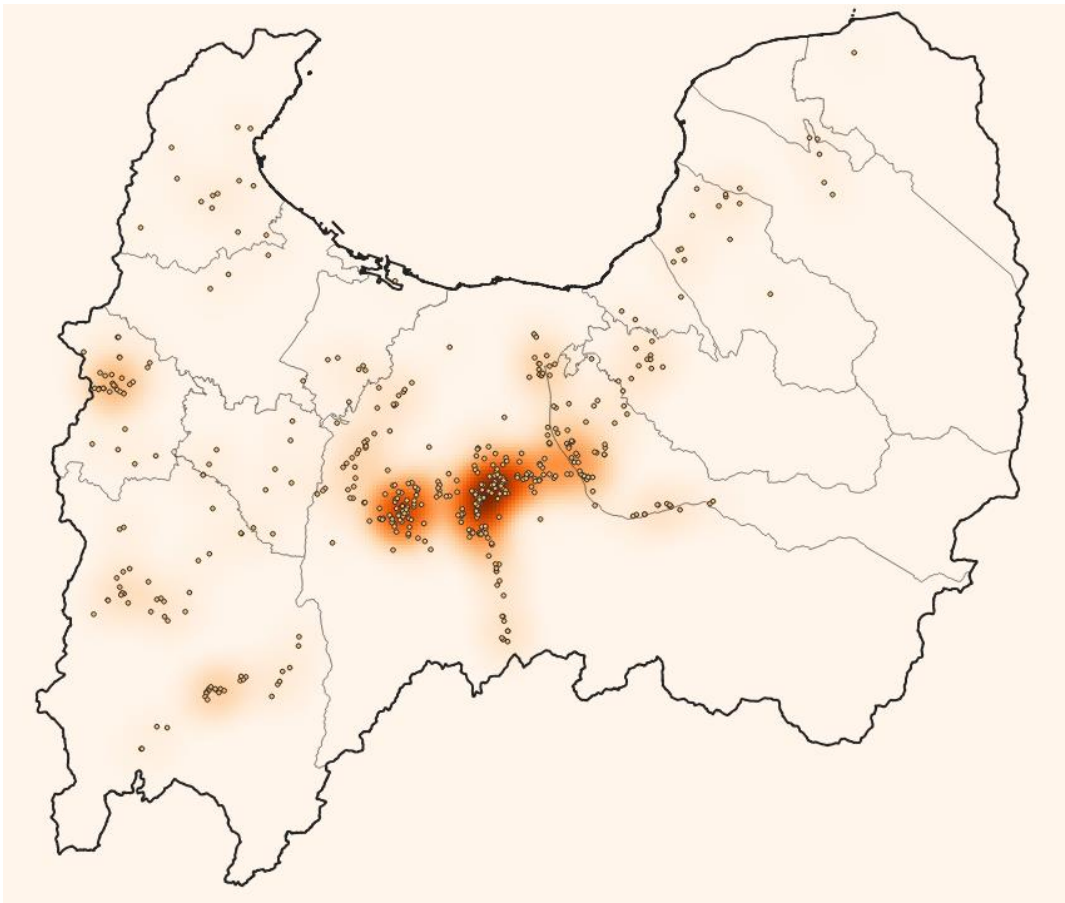
(2) 事業において配慮すべき事項

- ・生態系に影響が出ないよう捕獲後の処理を徹底する。
- ・埋設処分等を行う場合は、水源等への影響が無いよう配慮する。
- ・イヌワシやクマタカなどの希少な猛禽類の繁殖を妨げないように留意する。

(3) 地域社会への配慮

- ・ツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持のため、また人身被害を防止するため、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。
- ・地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。

別紙1 ゾーン3区域の捕獲実施予定地域



※令和5年にツキノワグマの目撃・痕跡情報があった地点のうち、ゾーン3に該当する地点のみを抽出して作成したヒートマップ。捕獲実施予定地域は、原則、このヒートマップの色が濃い地域を選定することとする。

別紙2 イノシシ・シカ捕獲場所周辺での捕獲

